

ジカウイルス感染症に関する参考情報（青字は2月3日追加）

シンガポール大使館

ジカウイルス感染症（Zika Virus）について、日本厚生労働省においても状況及び対策についてお知らせしているところではありますが、シンガポール保健省の説明は以下の通りです。

なお、日本厚生労働省及びシンガポール保健省は、状況等を更新することが予想されますので、同HPを必要に応じて、ご確認くださいと思います。

1. 発生状況

現在、南アメリカ大陸では、ジカウイルス感染症の大流行（outbreak）が確認されており、ブラジルでは、2015年以内に100万人以上が感染したと推定されている。

東南アジアでは、カンボジア、インドネシア、フィリピン、東マレーシア、タイにおいて、ここ数年の間に発症例がある。また、台湾は本年1月19日にタイからのジカウイルス感染症の輸入例を報告している。

シンガポールでは、2013年からジカウイルス感染症の監視体制を構築し、監視しているが、これまで検出されたことはない。しかしながら、今後検出される可能性については排除できない。

2. 世界保健機関（WHO）の発表

世界保健機関（WHO）は2月1日、ブラジルなど中南米で急速に拡大しているジカウイルス感染症について、フランス領ポリネシアでの2014年の発生時と同様に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」（Public Health Emergency of International Concern（PHEIC））に該当すると宣言した。

WHOは、①ジカウイルス感染症の監視の強化、②新たな診断方法の開発、③ジカウイルス感染症についての国家間でのコミュニケーションの強化、④蚊の発生を抑える（Vector control）対策の強化、⑤適切な個人の予防方法の向上を含む予防措置を推奨しました。

また、WHOは、科学的には証明されていないが、ジカウイルスに感染した妊娠中の方と（胎児等の）小頭症（microcephaly）の関係性が強く疑われることから、ジカウイルスにさらされた(exposed)妊娠中の方には、相談及び出産後の経過観察（followed for birth outcomes）をすることを推奨している。

WHO緊急委員会 (WHO's Emergency Committee) は、ジカウィルスの拡散を防止のため、旅行や貿易の制限を課すまでの、公衆衛生上の正当性 (justification) は、ないとしている。

2. シンガポール政府の対策

(1) ジカウィルス感染症は、蚊（ヒトスジシマカ）を媒介し、感染するので、蚊の発生を抑えるすることが対策の柱である。国家環境庁 (NEA: National Environment Agency) が引き続き蚊の検知及び（発生源の）撲滅を実施する。一方で、国民もコミュニティとして、（国家環境庁がカバーできない）残りの（蚊の発生の）要因について対処しなければならない。具体的には、蚊が繁殖することが出来る場所を取り除くことが求められる。

(2) 保健省と国家環境庁は、ジカウィルスの国内進入の危険性低減等のため、以下の対策を実施する。

(i) ジカウィルスの国内進入の危険性低減

チャンギ国際空港（以下、「空港」という。）等でジカウィルスへの感染が確認されている国に渡航する場合、蚊に刺されないよう注意を促す内容のポスターを掲示することにより、旅行者等への注意喚起を実施する。

(ii) 感染の早期発見

- 空港等でジカウィルス感染症の症状（発熱、発疹、関節や筋肉の痛み、頭痛や赤目等）を起こした場合は、医師への診察を推奨する内容のポスターを掲示することにより、帰国する旅行者等に注意喚起を実施する。
- 感染症法に基づく届出感染症のリストへのジカウィルス感染症の追加。
- 現在、ジカウィルスへの感染が疑われる者の血液サンプルを国立公衆衛生研究所 (National Public Health Laboratory) で検査している。
- 保健省は、公立病院でのジカウィルスの検査能力を拡充する。

(iii) 感染が確認された場合の拡大防止

- 国家環境庁は、デング熱の対策チームとも協力して、蚊の発生源を撲滅することで、蚊の発生の徹底的に抑える。
- コミュニティーは、毎週、5-step Mozzie Wipeout*（国家環境庁が推奨する、蚊を撲滅するための「10分で出来る5つのこと」）を実施することで、蚊の繁殖を防ぐ。

※<http://www.dengue.gov.sg/subject.asp?id=101>

(5-step Mozzie Wipeout)

- i 毎日、花瓶や鉢の水を換える。
 - ii 毎日、鉢植えポットプレート（受皿）の水を除去する。
 - iii すべての水の貯蔵容器を裏返しにする。
 - iv 物干し竿（bamboo pole holders）を使用しない時には、カバー（両端に付ける穴を塞ぐ物）を付ける。
 - v 雨どいに詰まりがないようにし、毎月、BTI（殺虫剤）を入れる。
- 保健省は、発症した患者に対して、以下の厳しい対策を実施し、公共への感染拡大を防ぐ。
 - ① 感染が確認された全ての患者は、回復し、ウィルス検査が陰性になるまで公立病院に入院させる。
 - ② 発症中の感染を防止するため、入院する部屋は個室とする。
 - ③ 感染が確認された例を分析し、危険なエリアを探す。

(iv) その他

- 保健省は、ジカウィルス感染症と妊娠との関係性について、専門的見地からのアドバイスを提供するため、「Clinical Advisory Group」を設立する。

3. 国民への注意喚起（Health Advisory）

（ジカウィルス感染症が流行している国へ旅行する者に対する旅行中の注意喚起）

- 滞在中、長袖長ズボンを着用し、蚊から刺されることを防ぐこと。
- 蚊の進入を防ぐ蚊帳の中やワイヤーメッシュで覆われた部屋内で就寝すること。
- 体調不良を感じた場合、速やかに医師の診察を受けること。

（妊娠中の方に対する注意喚起）

- 今のところ、妊娠中の方がジカウィルス感染症やその他の重篤な病気の影響を受けやすいとの科学的根拠はないが、妊娠中のジカウィルス感染と胎児もしくは幼児の脳奇形（brain malformation）との関連性を示す事案が増加している
- 妊娠中の方は、ジカウィルス感染症が流行している国への渡航を再考するとともに、どうしても渡航が必要な場合は、滞在中に蚊に刺されないための対策を徹底すること。

（帰国者に対する注意喚起）

- 感染が確認された国から帰国した者は、14日間は自分の体調を監視し、もしジカウィルス感染症の症状（発熱、発疹、関節や筋肉の痛み、頭痛や赤目等）が見られた場合は、速やかに医師の診察を受けること。併せて、自らが滞在した地域について医師に報告すること。

※本情報は、2016年2月3日時点での情報です。

(参照先)

○ シンガポール保健省 HP の発表

https://www.moh.gov.sg/content/moh_web/home/pressRoom/pressRoomItemRelease/2016/precautionary-measures-against-zika-virus-infection-.html

https://www.moh.gov.sg/content/moh_web/home/pressRoom/pressRoomItemRelease/2016/additional-measures-against-zika-virus.html (追加部分)

○ 日本厚生労働省の HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

○ 外務省海外安全ホームページ (医療・健康関連情報部分)

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html